




～新潟市～
マンションへのEV充電設備導入の必要性や
設置方法普及に向けた支援策の概要

2024年11月17日（日）

すべての人とEVにエネルギーを。
"Charging Your Ride, Energizing Your Future"

車種別 バッテリー容量や航続距離

	バッテリー容量	航続距離	充電時間 (残10%~100%まで)	普通充電最大受入能力*	急速充電最大受入能力*
軽EV (サクラなど) 	20kWh程度	180~200km	約6時間 ※3kwでの充電	2.9kW	30kW
普通 (リーフなど) 	40~60kWh	300~450km	約6時間 ※6kwでの充電	3kW (6kW : オプション)	50kW
ハイクラス (アリアなど) 	60kWh以上	450~640km	約10時間 ※6kwでの充電	6kW	130kW

※あくまでも車両側の「最大受入能力値」
実際に充電される電力量は、充電環境により左右される

国内自動車メーカーのEV計画

トヨタ自動車株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 2026年までに新型EV 10車種を市場投入、年間販売台数100万台目標 2030年までにEV関連に5兆円を投資
本田技研工業株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 2040年までにEV・FCEV販売比率をグローバルで100% EV主力モデル「Honda0シリーズ」を2030年までに7車種市場投入 電動化・ソフトウェア領域に2030年までに10兆円投資
日産自動車株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 2026年度までに、グローバルで電動車16車種を市場投入 2030年度までに、2兆円を投資、グローバルで電動車27車種を市場投入
マツダ株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 2028年~2030年 BEV専用車の本格導入 2030年のグローバルにおけるEV比率の想定を25~40%
三菱自動車工業株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 2023年から5年間にわたりグローバルで電動車9車種を市場投入 2035年度電動車販売比100%を目指す
ダイハツ工業株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 2025年までに軽EVを市場投入 2030年までに国内電動車100%を目指す

出所：各社公共資料等を基に作成

国内自動車メーカー EV販売予定時期（2024年以降）

メーカー	車名	販売予定時期	メーカー	車名	販売予定時期
ホンダ	N-VAN e:	2024年 10月	トヨタ	Lexus LF-ZC	2026年
トヨタ	3列シート電気SUV (車名未定)	2025年	トヨタ	bZ2	2026年
ホンダ	N-One EV	2025年	ホンダ	e:N GT	2026年
ホンダ	フルサイズ電気SUV (車名未定)	2025年	ホンダ	e:N クーペ	2026年
日産	AセグメントEV	2025年	ホンダ	小型電気SUV (車名未定)	2026年
スズキ	eWX	2025年	ホンダ	Honda 0 SALOON	2026年
スズキ	eVX	2025年	日産	FlexEVan	2027年
マツダ	CX-5 EV	2025年	ホンダ	電気SUV (車名未定)	2027年
いすゞ	D-Max EV	2025年	ホンダ	SPACE-HUB	2027年
			ホンダ	コンパクトEV (車名未定)	2028年

出所：各自動車メーカーのHPなどをもとに作成

経済産業省 EV充電設備 政策目標

EV充電設備、30年までに30万口 経産省が設置目標倍増

経済

+ フォローする

2023年8月26日 17:44



保存



Think!

多様な観点からニュースを考える

山本真義さんの投稿



経済産業省は電気自動車（EV）向けの充電設備を巡り、2030年までに15万としていた設置目標を倍増させて30万口に引き上げる新指針を定める。政府は35年までにすべての新車販売をハイブリッド車を含む電動車にする計画で、充電に欠かせないインフラ整備を急ぎ、普及拡大を狙う。

経産省が28日にも、EVやプラグインハイブリッド車向けの充電設備の整備指針案をまとめる。高い目標を示すことで、政府からの補助金などを通じ、事業者側の新規投資を喚起したい考えだ。

EV充電設備の設置数



EVを取り巻く環境

2023

2025

2030

2035

2050

東京都新築マンションEV充電器設置義務化

東京都ガソリン車新車販売禁止

日本政府ガソリン車新車販売禁止

世界カーボンニュートラル実現

電気自動車（ZEV）充電設備の整備について

令和4年12月に改正・公布された環境確保条例、同規則の情報を基に作成

- ゼロエミッションに重要な役割を果たすZEV※1の充電設備の整備基準を導入【整備基準】駐車場付き戸建住宅1棟ごとに充電設備用配管等を整備する。

	条件	整備基準	
		配管等	充電設備
戸建住宅	駐車場を有する全ての住宅	1台分以上	任意
戸建住宅以外 (集合住宅・非住宅)	10台以上の駐車区画を有する建物	駐車区画の20%以上 (実装整備分を含む)	1台分以上

<出典 東京都環境局>

2023 トヨタ EV戦略見直し

トヨタ、EV戦略見直し検討 クラウンなど開発一時停止＝関係者

白水徳彦

【24日 ロイター】-トヨタ自動車は電気自動車（EV）事業を巡り、戦略の修正を検討していることが分かった。基本設計のプラットフォーム（車台）も見直しの対象に含めており、2030年までにEV30車種をそろえるとしていた従来の計画の一部は既にいったん止めた。想定以上の速度でEV市場が拡大し、専業の米テスラがすでに黒字化を達成する中、より競争力のある車両を開発する必要があると判断した。

<出典：ロイター>

2025 ソニー・ホンダモビリティEV発売



<出典：ITメディア>

東京都、30年までに新車販売すべて電動車に 知事が目標

東京 + フォローする

2020年12月8日 14:37 (2020年12月9日 5:12更新)

保存

共有



世界的に「脱ガソリン車」の機運が高まるなか、東京都が取り組みを強化する

<出典 日本経済新聞>



5 自動車・蓄電池産業

主な今後の取組

- 電動化目標を設定する。
 - 乗用車は、2035年までに、新車販売で電動車100%を実現。
 - 商用車は、小型の車については、新車販売で、2030年までに電動車20～30%、2040年までに電動車・脱炭素燃料車100%を目指す。大型の車については、2020年代に5,000台の先行導入を目指すとともに、2030年までに2040年の電動車の普及目標を設定。

<出典 経産省ウェブサイト>

世界・日本のEV化は、想像したよりも早く進んでいる！

利用シーンに対応した充電ポートフォリオ

基礎充電

自宅でゆっくり充電

3kW
普通充電器

経路充電

立ち寄って素早く充電

50kW~150kW
急速充電器

目的地充電

楽しんでいる間に充電

6kW
普通充電器

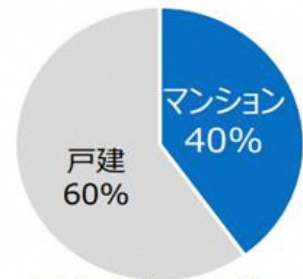
基礎充電 = 自宅充電がEV運用の基本

マンションにおける充電インフラ状況

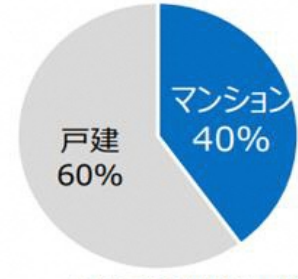
<マンションへの充電器設置の実情>

国内の住環境とEV購入者の住居

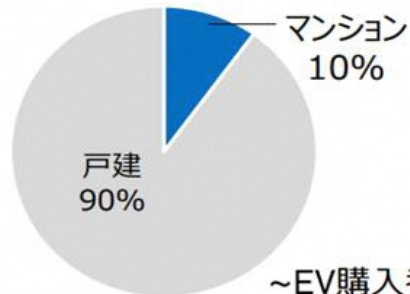
- ✓ 国内で約40%がマンション等の共同住宅に居住
- ✓ しかしながら、ガソリン車と比較し、EVは極端な所有者の居住に隔たりあり



~国内の住宅事情~



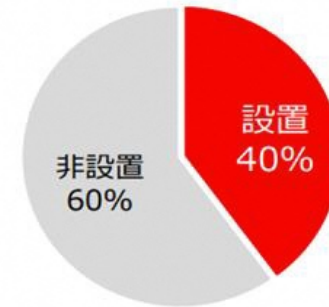
~EV試乗希望者の住居~



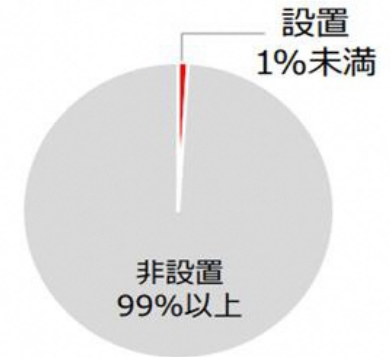
~EV購入者の住居~

新築戸建/マンションの充電器設置状況

- ✓ 新築戸建ての40%に充電設備が設置されているが、マンションは1%未満で、この改善がEV普及に向けた課題
- ✓ マンションへの設置は、コスト及び管理組合との合意を得るのが難しく、補助金や区分所有法等の規制緩和が必要



~新築戸建ての設置状況~

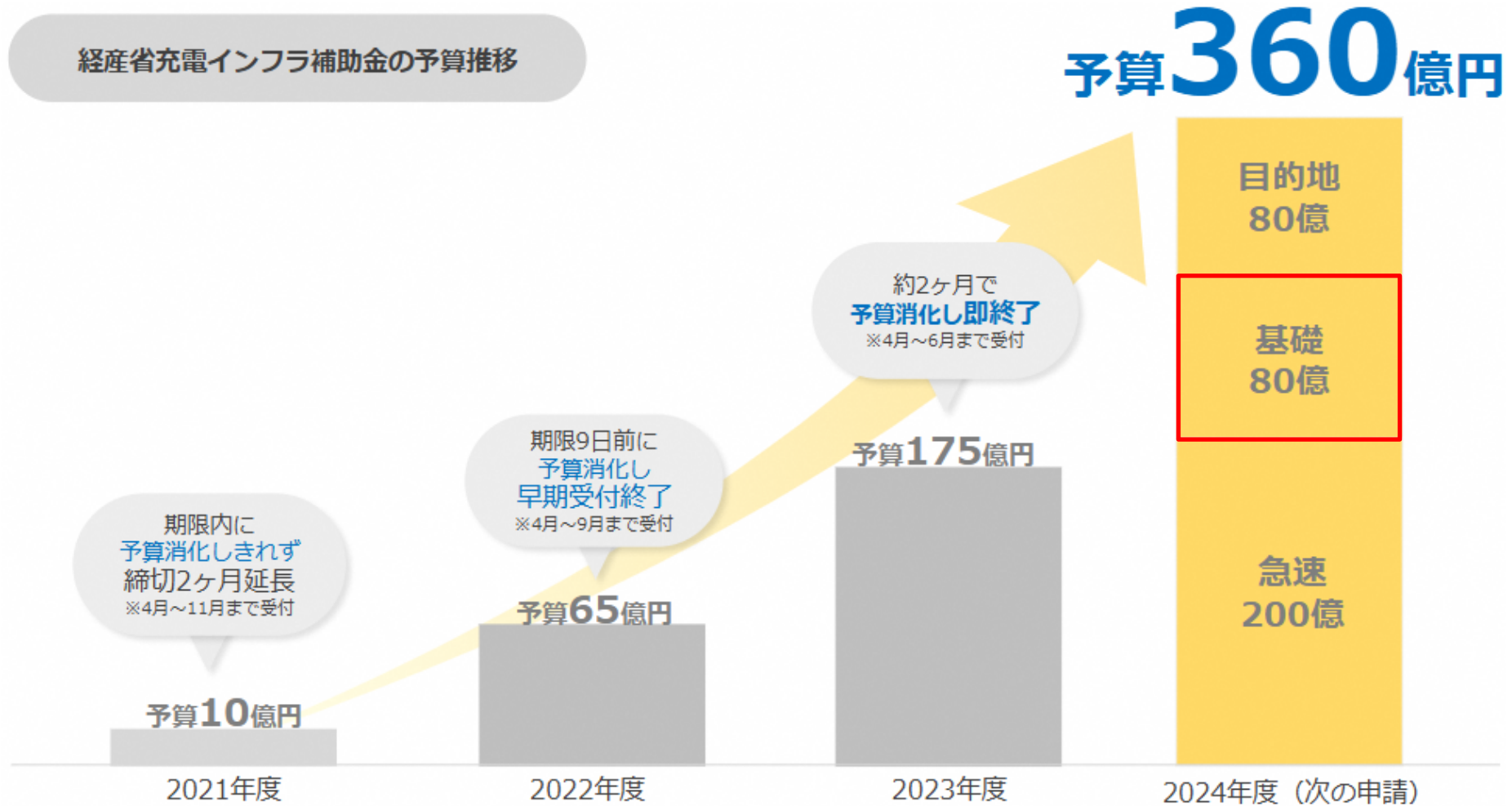


~マンションの設置状況~

マンションへのEV充電インフラ設置はEV普及に向けては最重要課題の一つ

経済産業省の支援策 充電インフラ補助金について

経産省充電インフラ補助金の予算推移



日本は、EV普及を推し進めるために
充電インフラ補助金予算は大幅増額している（23年度比較 約2倍）

補助金の概要について

充電インフラ補助金の今後の執行について（令和5年度補正・令和6年度当初予算案）

- 充電・充てんインフラ補助金については、令和5年度補正予算で400億円、令和6年度当初予算案で100億円の合計500億円が措置される見込み。このうち合計360億円を充電インフラ整備の予算に配分する。
- その速やかな執行と平準化を図るため、まずは105億円について、令和5年度の「予備分」の執行で導入した募集方法を概ね踏襲して募集する（R5年度追加募集）。
- 残額（255億円）については、「充電インフラ整備促進に関する指針（以下「指針」という。）」の内容等を踏まえた見直しを行った上で、募集を行う（R6年度募集）。

予算の配分（R5補正・R6当初案）



内訳

	急速	普通 (基礎)	普通 (目的地)	合計
R5追加	60億円	25億円	20億円	105億円
R6第1期	130億円	45億円	45億円	220億円
R6第2期	10億円	10億円	15億円	35億円
合計	200億円	80億円	80億円	360億円

※予算配分は現時点案であり、変更となる可能性がある。

充電インフラ補助金の執行の概要

- 事業実施時期の平準化を目的とし、**合計3回**（R5年度追加募集、R6年度第1期、第2期）**に分けた募集を実施**する。
- 令和4年度補正・令和5年度当初事業の「予備分」において導入した、**一定の基準に基づき受付案件を決定するという方法を維持**する。
- このうち、**R6年度第1期、第2期（255億円）の概要については別紙を参照のこと。**

スケジュールの目安

- 現時点で想定しているスケジュールは右表のとおり。
- 受付がなされなかった申請について、別の期に改めて申請を実施することは可能とする。
- 具体的な受付期間等については決定次第、別途案内する。

		受付期間 (令和6年)	交付決定時期 (令和6年)	実績報告締切
R5追加	急速	3月	5~6月	R6年11月末
	普通	3月	5~6月	R6年10月末
R6第1期	急速	5~6月	7月中旬~8月	R6年12月末
	普通	5~6月	7月中旬~8月	R6年11月末
R6第2期	急速	8月	11月	R7年1月末
	普通	8月~9月中旬	11月~12月中旬	R7年1月末

補助金制度におけるルール変更



入札制 = 1申請(kW)あたりの申請額が低いものから採択されるルール

安いEV充電器、優先補助

経産省、審査時に価格考慮 競争促しコスト抑制

日本経済新聞

2024年2月19日 2:00 [会員限定記事]



保存



経済産業省は電気自動車（EV）向けの充電設備を補助する際に機器の価格を考慮に入れる審査制を採用する。低価格の充電器の申請を優先して補助する。メーカーや機器の販売事業者の競争を促して設置コストを抑え、充電器の台数を増やすことで、米欧に遅れるEVの普及につなげる。

集合住宅における充電インフラ拡充に向けた課題

【 既 築 】

- ▶ 管理組合、管理会社の合意形成が困難である。
- ▶ 受電設備や配管等の後施工が困難で、設置費が高額になる。
充電サービス事業者との連携が不可欠！

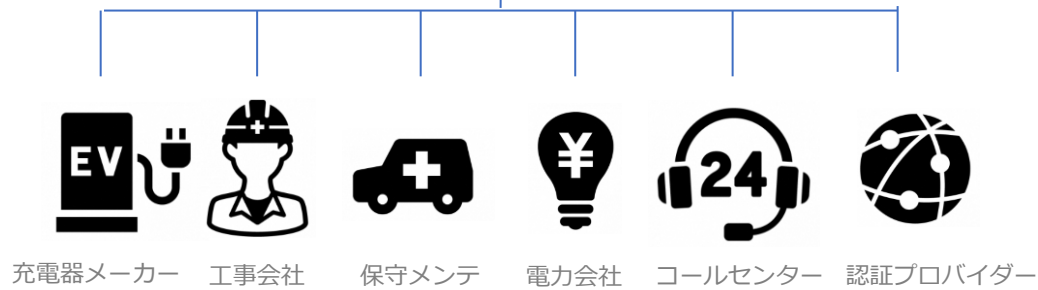
【 新 築 】

- ▶ 設備追加によるコスト上昇の不安。
- ▶ 必要な設備数がわからない。



EV充電サービス事業者に依頼するメリット

自社で設置



サービス事業者へ依頼

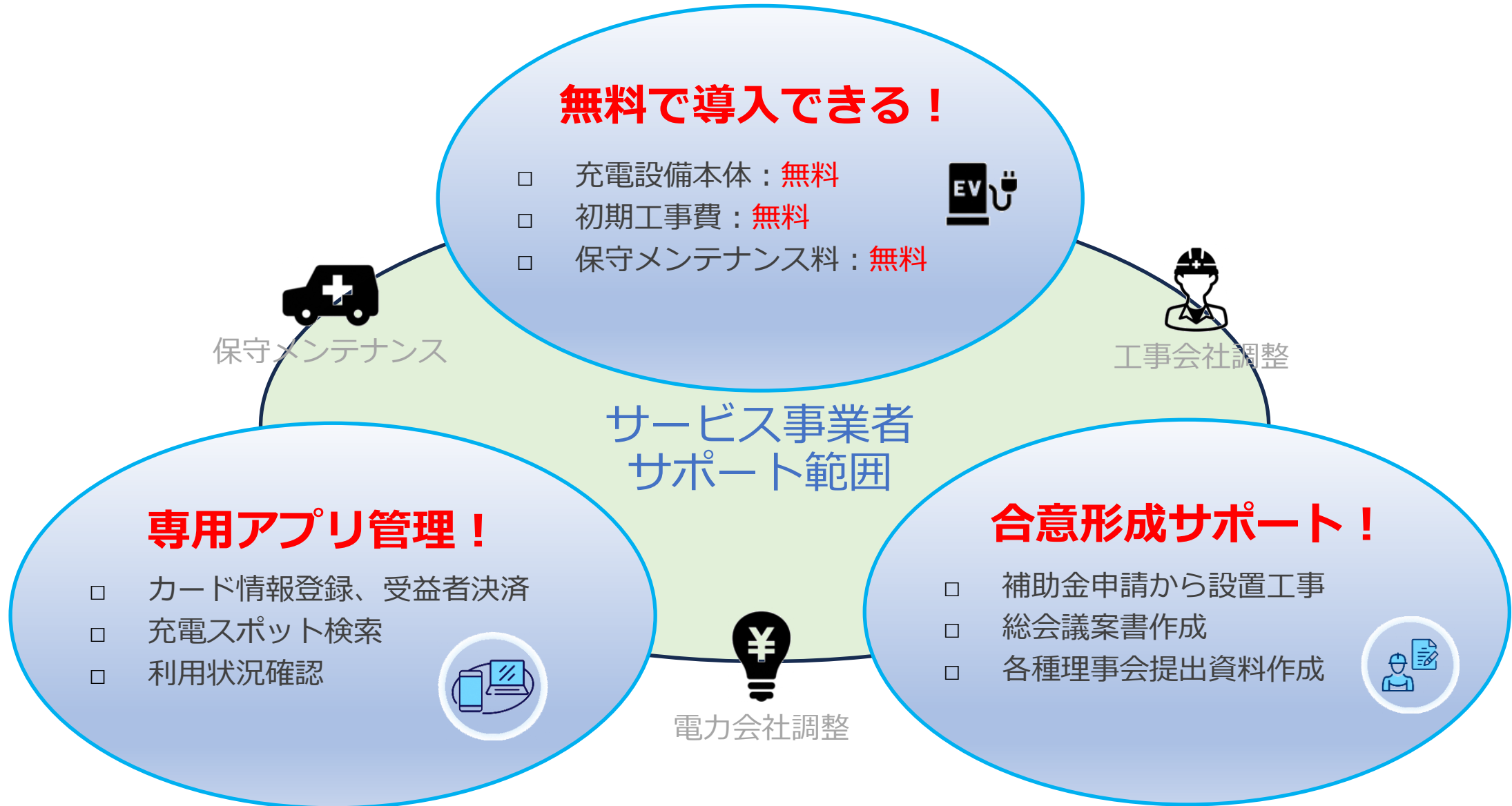


各サービス事業者



充電設備や工事手配・運用開始までの手続き
運用開始後の各種サービスまでフルラインナップで提供

EV充電サービス事業者の支援 一例

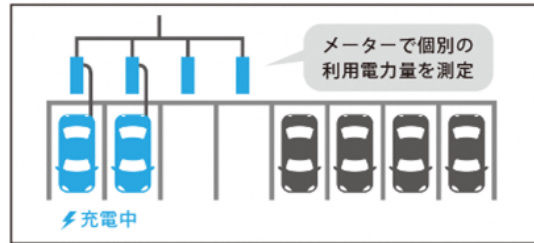


集合住宅における設置・運用方法

個別設置型

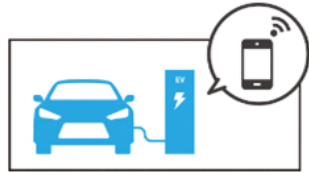
個別の駐車スペースに充電設備を設置し、駐車中に充電できます。アプリを使って、充電をコントロールできるシステムも導入できます。

占有区画にコンセントを設置・個人で利用。(利用電力は一括管理)



アプリを利用した充電課金・料金徴収も可能

利用者ごとに課金・料金徴収ができるシステムを利用すれば、設置方法の形式を問わず、電気代等の利用者負担も可能です。



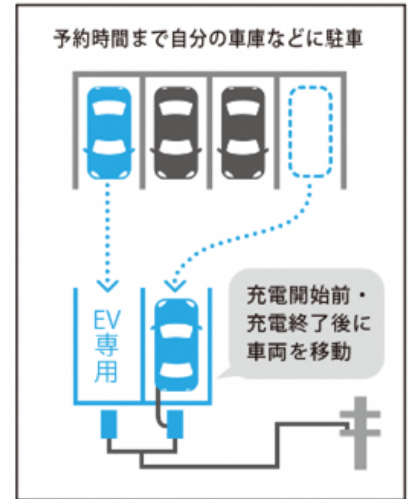
シェア型

共用スペースなどに充電設備を設置し、複数の人で順番に利用していきます。専用スペースの用意が、必要になります。



充電設備のみの電気契約も！

集合住宅とは別に、充電設備のみの電気契約も可能です。

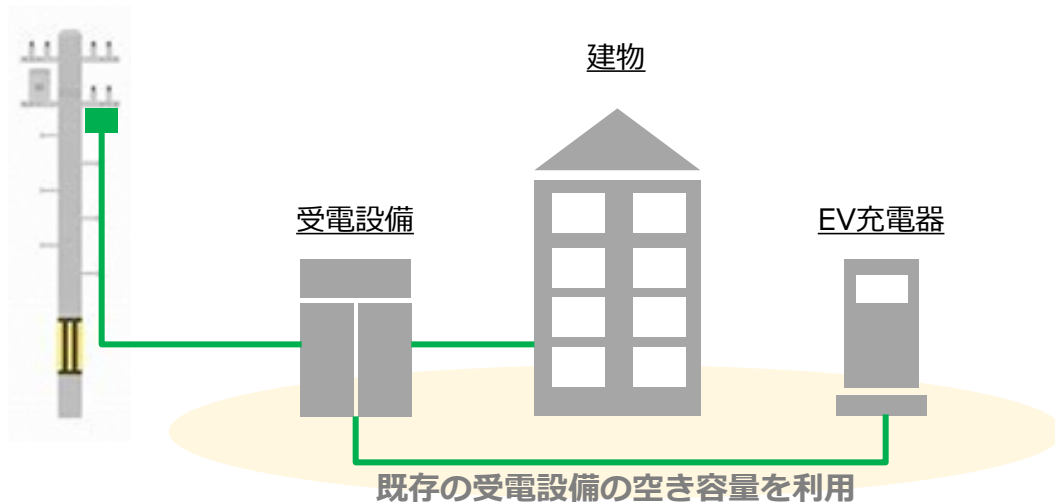


分譲・賃貸マンションには 個別設置型(EVコンセント)を推奨

充電器への電力供給方法について

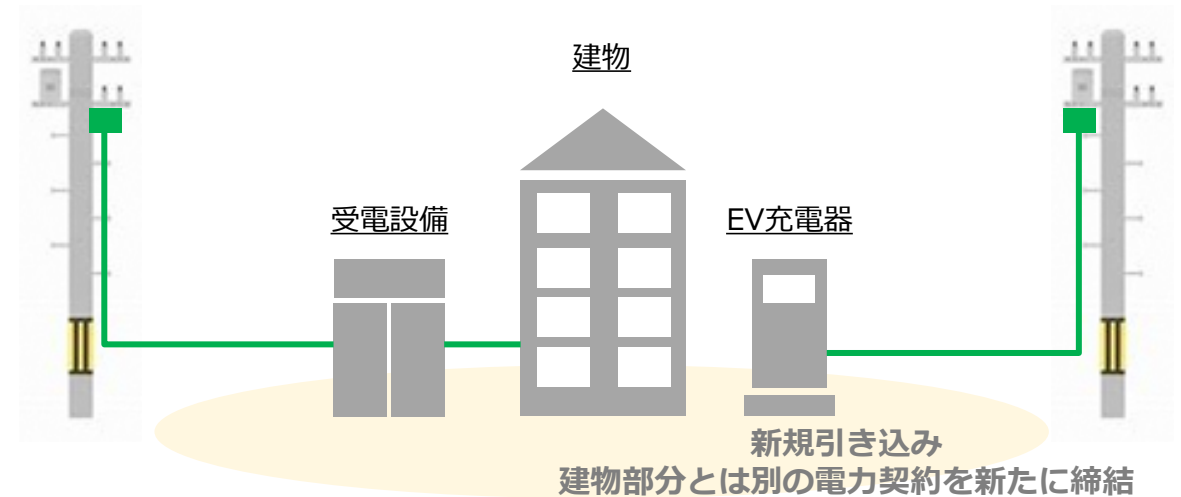
通常の設定方式

- 既存受電設備の空き容量を確認する必要あり
- 既存設備に空き容量がない場合、容量増設工事などが必要
- 設置場所の自由度は高いが、設置場所によっては長距離に及ぶ配線工事が必要になるなど、設備工事費が高額になる可能性あり



特別措置による設置

- 既存受電設備の空き容量に関わらず、充電器の設置が可能
- 屋外かつ電線付近などの設置場所の制約は受けるものの、設置場所によっては既存設備利用の場合より工事費用が安価になる可能性も
- 電力会社への電力申請が必要



「電気事業法施工規則」の改正により、「特別措置」としてEV充電器の設置に際して同一施設内の建物と分けてEV充電器用の電力契約を結ぶことが可能

マンション標準管理規約の改定について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



Press Release

令和6年6月7日

住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付

「マンション標準管理規約」の改定について

～所在等不明区分所有者への対策や管理情報の見える化等に向けた改正を行います～

マンションを巡る「2つの老い」の進行等に伴う課題や昨今の社会情勢の変化等に対応するため、マンションの管理規約を作成・改正する際のひな型となる「マンション標準管理規約」を改正します。

2. 改正の概要

以下の事項等について、必要な規定を整備しました。

- 組合員名簿・居住者名簿の作成、更新の仕組み
- 所在等が判明しない区分所有者への対応
- 修繕積立金の変更予定等の見える化
- 総会・理事会資料等の管理に関する図書の保管

○EV（電気自動車）用充電設備の設置の推進

○宅配ボックスの設置に係る決議要件の明確化 等

※その他、「置き配」に関して使用細則を策定する際の参考となるポイントを定めました。

※詳細は別紙をご覧ください。

3. 改正後のマンション標準管理規約について

改正後のマンション標準管理規約等は、次のホームページで公表いたします。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000052.html

～マンション標準管理規約（単棟型）～より抜粋

カ) 充電設備の設置工事に関し、充電器自体の設置及び配線を通すために必要な配管の設置など、建物の躯体部分や敷地への加工の程度が小さい工事を行う場合や、敷地へ相当程度の加工を加えることなく受変電設備を変更する場合は、普通決議により実施可能と考えられる。

EV充電設置イメージ

<アパート・マンション>

